

J R 東海労申第 2 1 号
2 0 2 3 年 4 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

東京地方裁判所判決に基づく団体交渉開催の申し入れ

組合員が年休権を侵害されたとして会社を相手取り争っていた、平成 2 9 年 (ワ) 第 4 0 0 6 3 号損害賠償請求事件と、平成 3 0 年 (ワ) 第 1 7 3 8 号損害賠償請求事件について、東京地方裁判所は 3 月 2 7 日、被告である会社に対して、会社による年休権に係る運用は年休権の趣旨に反し違法であるとして、原告である組合員に損害賠償金を支払うことを命じる判決を言い渡した。

この判決に関して、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 東京地方裁判所判決に基づき、会社は原告である組合員に対して、直ちに損害賠償金を支払うこと。
2. 東京地方裁判所は、会社が組合員の時季指定した日の 5 日前まで時季変更権を行使せず、年休取得の可否を明らかにしないことは債務不履行とした。裁判所の判断に基づき、会社は全ての新幹線乗務員の年休や行路を含めた勤務を前月 2 5 日までに確定すること。
3. 東京地方裁判所は、本件期間は恒常的要員不足に陥っていたとし、恒常的要員不足のまま時季変更権を行使したことは債務不履行であると認定した。裁判所の判断に基づき、会社は要員不足を解消し、新幹線乗務員が時季指定した日に年休が取得できるようにすると共に、年休を失効させないこと。

以 上